



# テールゲートリフター特別教育(学科のみ)

主催 名古屋東労働基準協会



荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第 59 条第 3 項 の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）が規定されました。令和 6 年 2 月 1 日以降は特別教育を受講した者でなければ、テールゲートリフターを使用する荷役作業を行うことができません。今般、テールゲートリフターを使用する者に対する教育(学科のみ)を実施いたしますので是非ご受講ください。

**なお、実技教育(2時間)は各事業場で実施願います(※各事業場において実技教育を行えるよう「実技教育のポイント」について、本講習内でご説明いたします)。**

日 時 2024年10月25日(金) 10:00~15:50

会 場 名古屋市工業研究所 4階 第2会議室

名古屋市熱田区六番三丁目4-4 1 地下鉄名港線「六番町」下車3番出口すぐ  
※公共交通機関のご利用にご協力下さい

受講料 会員 8,800円 / 非会員 11,800円 (税・テキスト代込み)

申込方法 この申込書をFAX願います。

ホームページ『名古屋東労働基準協会』からWEB込みも可能です。

〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9

名古屋東労働基準協会 TEL 052(882)3909 FAX 052(883)3586



支払方法 講習開始8営業日前までに、下記振込先にお支払いください。

<振込先>

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通預金 656029 名古屋東労働基準協会

※振込手数料はご負担ください

※10月16日(水)を過ぎますと、キャンセル・変更・受講料等の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。

## テールゲートリフター特別教育(学科のみ) 申込書

会社名	住所〒		
担当者所属・氏名	TEL	FAX	
	MAIL		
受講者氏名(フリガナ)	受講者氏名(フリガナ)		
生年月日	年	月	日
	生年月日	年	月
		日	日